**特定計量器の定期検査を受けましょう**

宮城県計量検定所 　022-247-1641

　産業商工課商工振興担当 　23-7091

取引や証明に使う「はかり」は、知事が実施する定期検査を受検するように義務付けられています。2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができなくなります。該当する「はかり」を持っている人は、もれなく検査を受けてください。

　なお、検査手数料は、はかりによって異なるため、当日は現金を持参してください。

共通

対象　商店・会社・工場・病院・事務所・

学校・行商・宅急便などで使用するはかり、農家で野菜・果実の庭先販売に使用するはかり

古川地域

日時　5月21日～23日　10:30～14:30 　場所　古川保健福祉プラザ（fプラザ）

日時　5月25日　10:30～14:30 　　場所　長岡地区公民館

日時　6月1日　10:30～14:30 　場所　西古川地区公民館

松山地域

日時　6月8日　10時30分～12時　　　場所　松山公民館

三本木地域

日時　5月14日　10時30分～14時30分　　　場所　三本木野球場

鹿島台地域

日時　6月6日 10時30分～14時30分　　　場所　鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール）

岩出山地域

日時　6月4日5日　10時30分～14時30分　　　場所　岩出山総合支所車庫

鳴子温泉地域

日時　5月15日16日　11時～14時30分　　　場所　鳴子公民館

田尻地域田尻地域

日時　5月18日　10時30分～14時30分　　　場所　田尻老人福祉センター

※指定の日に検査を受けられない場合は、最寄りの会場で検査を受けてください。

**Ｊアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します**

防災安全課危機防災担当 　23-5144

　地震や武力攻撃などの発生時に備え、防災行政無線を活用した情報伝達試験を行います。

この試験は、3月の訓練と同様に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて全国一斉に行われる試験です。市外の地域でも、さまざまな手段で情報伝達試験が行われます。

日時　5月16日　11時頃

伝達手段　市内の防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）で、国から配信される試験文を放送

放送内容　チャイムが鳴り、「これはJアラートのテストです」と3回放送

※国民保護サイレンの放送はありません。また、放送時に避難行動を取る必要はありません。

**プレミアム商品券を6月に販売します**

古川商工会議所　　24-0055

　購入金額の2割増しとなる「世界農業遺産認定記念2018プレミアム商品券」を6月9日から販売します。

対象　市内に住んでいる人

内容　1セット10,000円（専用券

1,000円7枚、共通券1,000円5枚で

12,000円分）で、1世帯3セットまで

購入方法　6月に全戸配布する「商品券購入申込書」に必要事項を記入し、販売場所に持参

※詳しくは広報おおさき6月号に掲載します。

**埋蔵文化財包蔵地での各種開発は届け出をしてください**

　文化財課調査担当　　72-5036

埋蔵文化財は貴重な文化遺産です。自己所有地であっても、開発行為の際には文化財保護法に基づく届け出が必要になります。事前に文化財課に相談をお願いします。

開発行為をする際の手続きの流れ

遺跡の照会（開発予定地内の遺跡の有無の確認）

協議（協議書の提出）

※所定の様式で提出してください。

届け出（埋蔵文化財発掘の届け出）

※工事実施予定日の60日前までに所定様式で届け出る必要があります。

市による調査（保存記録）

**鉛給水管の取り替え工事費を補助します**

水道部管理課給水係　　24-1112

　市では、鉛給水管の解消を図るため、取り替え工事に補助を行っています。

　現在使用している鉛給水管をポリエチレン製などの給水管に取り替える工事を実施する場合、工事費に対して補助金を交付します。補助金は一定の要件を満たす場合に交付します。詳しくはお問い合わせください。

**災害援護資金の貸付申請期限を延長します**

社会福祉課地域福祉係 　23-6012　 または各総合支所市民福祉課

　震災により負傷または住居に損害を受けた人に対して、災害弔慰金の支給などに関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける災害援護資金の申請期限が1年間延長されました。貸し付けには条件がありますので、あらかじめ電話などでご相談ください。

申請期限　平成31年3月31日

**各種税の振替結果は記帳で確認してください**

納税課収納担当　　23-5148

　税の納付に口座振替を利用している場合、通帳への記帳での領収となりますので、各期の振替結果は預・貯金通帳への記帳で確認してください。なお、1月1日～12月31日における税の振替情報を、登録口座ごとにまとめた口座振替済通知書の発行については、随時の対応、送付となりますので、担当までお問い合わせください。

**軽自動車税の口座振替納付済通知書を発送します**

納税課収納担当　　23-5148

軽自動車税を口座振替で納付した人に、6月15日に口座振替納付済通知（兼車検用納税証明）を送付します。なお、口座振替で納付した人で、5月31日～6月14日の間に、車検用納税証明が必要な人は、次のものを持参してください。

持ち物　車検証（写し可）、納付済みが確認できる本人控えや記帳後の通帳

※15日以降で紛失等した場合も、上記内容で再発行可能です。

**軽自動車の納税通知書が変わります**

税務課市民税担当　　23-2148

平成30年5月15日から、軽自動車税納税通知書を、従来のはがき様式から封書様式へ変更します。

変更対象

当初発送納税通知書、再発行納税通知書（1台につき1枚）

口座振替用納税通知書（1枚に最大6台まで記載）

※督促状および口座振替納付済み通知書（納税証明書）は従来通りはがき様式となります。

**後発医薬品（ジェネリック医薬品）を活用しましょう**

保険給付課国民健康保険担当　　23-6051

　ジェネリック医薬品は、先に開発された医薬品と同じ効果がある、低価格の薬です。大崎市国民健康保険では、年に3回、対象の人に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」というはがきを送付しています。いつも飲んでいる薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、抑えられる医療費が記載されていますので、切り替えを希望する人は主治医に相談してみましょう。

　また、ジェネリック医薬品を希望する人に、被保険者証に貼る希望シールを保険給付課で配布しています。

**国民健康保険 Q & A**

保険給付課国民健康保険担当 　23-6051

　Ｑ　職場の健康保険に加入しましたが、まだ保険証が届いていません。病院にかかりたいのですが、支払いはどうなりますか。

　Ａ　病院にかかる費用は、いったん全額負担となります。後日、加入した健康保険から、決められた自己負担以外の医療費の払い戻しを受けることができます。受診される前に、医療機関などで新しい健康保険の加入手続き中であることをお話ください。

　Ｑ　職場の健康保険に加入しましたが、まだ保険証が届いていないため、国民健康保険を使ってしまいました。何か問題はありますか。

　Ａ　国民健康保険から世帯主宛てに、医療費の返還を求める場合があります。しかし、社会保険に加入するなど、国民健康保険の変更があった月内であれば、受診した医療機関などで新しい保険証を提示し、健康保険が変わったことを伝えることで、医療機関などの窓口で対応できる場合もあります。